

平成 19 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 マ ッ ダ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 卷 久 一  
コ ー ド 番 号 7 2 6 1  
問 合 せ 先 広 報 渉 外 本 部  
広 報 渉 外 本 部 長 見 立 和 幸  
TEL. 東 京 (03)3508-5056  
広 島 (082)282-5253

### ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 26 日開催の当社第 141 回定時株主総会において、会社法第 238 条及び第 239 条の規定に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において下記のとおり具体的な内容を決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

- |   |  |
|---|--|
| 1. 新株予約権の割当日                                    | 平成 19 年 9 月 11 日   |
| 2. 新株予約権の発行数                                    | 2,053 個（新株予約権 1 個当りの目的となる株式数 1,000 株）  |
| 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                          | 当社普通株式 2,053,000 株   |
| 4. 新株予約権の発行価額                                   | 無償   |
| 5. 新株予約権行使に際して払込む金額                             | 平成 19 年 9 月 11 日に決定する。   |
| 6. 新株予約権の行使により発行または移転される株式の総額                   | 平成 19 年 9 月 11 日に決定する。   |
| 7. 新株予約権の行使期間                                   | 平成 21 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで。   |
| 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。<br>②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| 9. 新株予約権の募集対象者                                  | 当社の取締役・執行役員・従業員及び子会社取締役の合計 710 名。  |

#### 【ご参考】

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 19 年 5 月 11 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成 19 年 6 月 26 日 |

以 上